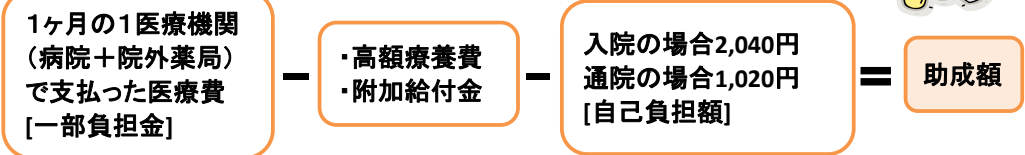




益城町重度心身障害者 医療費助成制度（重心医療）

1. 助成額



※ 高額療養費及び附加給付金は、加入している健康保険や加入者の年齢、所得区分等によって異なります。

2. 申請のしかた

申請書を役場福祉課へ提出してください。
※申請書は、月別・病院別・入院外来別に分けてください。

保険種別と年齢を記入してください。

申請者は本人の氏名を記入、押印してください。（スタンプ式不可。）
受給者番号は受給者資格証をご確認ください。

A 医療機関から発行された明細付きの領収証を添付する。
または
B 医療機関から1ヶ月ごとの医療費の証明を書いてもらう。
（上段が病院、下段が院外薬局の証明欄です。）
AかBのどちらかの方法で申請してください。

※おなじ月の診療分は取りまとめて提出してください。支払月ではなく診療月で計算します。

※申請期間は、診療の翌月から1年以内（1月診療は、2月から翌年1月まで申請できます）。1年を過ぎると受付できませんので、ご注意ください。

3. 助成金の支払い



申請書提出
（月末締め）

※ 高額療養費確認※
※ 助成額の計算

翌月15日支払い（金融機関が休日の場合、前営業日）

ちょっと補足
～高額療養費・附加給付金について～

☆ 高額療養費は、加入者の年齢、所得や住民税課税状況等によって異なります。

※高額療養費の確認は、市町村国保の方は、国保連合から届くデータを基に、後期高齢者医療制度の方は、熊本県後期高齢者医療広域連合から届くデータを基に算出します。それぞれ診療月の2～3か月後にデータが届きますので、支払いまで相当の期間を要します。

※後期高齢者医療制度、市町村国保以外の保険の方は、保険の発行元に確認していただく必要があります。

☆高額療養費等に該当する場合は、**高額療養費等支給決定通知書（金額がわかるもの）**を申請書に添付してください。

70歳未満の方は1ヶ月の1医療機関（医科・歯科別、入院・通院別、院外薬局は合算）につき21,000円以上の一部負担金が、70歳以上の方はすべての一部負担金が対象となります。

多数該当：診療月以前1年間に3回以上の高額療養費に該当した場合、4回目から適用されます。

【70歳未満の方の自己負担限度額】（H27年1月～）

区分（標準報酬月額）※	自己負担限度額	多数該当
ア： 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ： 53万～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ： 28万～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ： 26万円以下	57,600円	44,400円
オ： 住民税非課税	35,400円	24,600円

【70歳以上の方の自己負担限度額】（H30年8月～）

区分（標準報酬月額）※	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	多数該当
現役並みⅢ 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円	140,100円
現役並みⅡ 53～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円	93,000円
現役並みⅠ 28～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円	44,400円
一般所得者	18,000円（年間上限14.4万円）	57,600円	44,400円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

※健康保険の場合になります。国保（後期）の場合は、区分算定基準が異なります。

☆ 附加給付金（「一部負担金払戻金」「療養費付加金」などとも呼ばれます）とは、各健康保険組合によって異なりますが、一部負担金が一定額を超えた場合、超過した医療費を払い戻す制度です。ご加入の保険の発行元へご確認ください。

4. 後期高齢者医療制度について

一定の障がいがあると認定された65歳以上の方は、役場1階2番窓口の保険年金係で申請することにより後期高齢者医療制度に加入することができます。

（国民健康保険税よりも安くなる場合があります。窓口負担が3割又は1割になります。）

【申請に必要なもの】

- ① 障害年金証書、障害者手帳、医師の診断書のうちいずれかの書類
- ② 印かん
- ③ 保険証
- ④ 特定疾病療養受療証（人工透析等の方）